

第 34 号議案

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第 17 条第 1 項第 9 号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和元年 8 月 26 日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

丹後地域における府立高校の在り方に係る基本的な方針に基づく丹後地域の府立高校の再編、口丹地域における府立高校の在り方検討結果に基づく口丹地域の府立高校の学科等改編、府立大江高校における学科改編、府立高校への単位制導入、丹後通学圏及び口丹通学圏における学区の廃止等に伴い、「京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則」(昭和 59 年京都府教育委員会規則第 14 号)について、所要の改正を行うものである。

京 都 府 教 育 委 員 会 規 則 第 ● 号

京 都 府 立 の 中 学 校 及 び 高 等 学 校 の 通 学
区 域 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規
則

京 都 府 立 の 中 学 校 及 び 高 等 学 校 の 通 学 区 域
に 関 す る 規 則 (昭 和 59 年 京 都 府 教 育 委 員 会 規
則 第 14 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 第 1 の 1 の 表 を 次 の よ う に 改 め る 。

別表第1（第2条関係）

1 普通科の通学区域

高等学校名	通学区域	
	通学圏	
	名称	地域
京都府立鴨沂高等学校 京都府立北稜高等学校 京都府立朱雀高等学校 京都府立洛東高等学校 京都府立嵯峨野高等学校 京都府立北嵯峨高等学校 京都府立桂高等学校 京都府立洛西高等学校 京都府立桃山高等学校 京都府立東稜高等学校 京都府立洛水高等学校 京都府立向陽高等学校 京都府立乙訓高等学校 京都府立西乙訓高等学校	京都市・乙訓通学圏	京都市（他の通学圏に属する地域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。）
京都府立東宇治高等学校 京都府立菟道高等学校 京都府立城陽高等学校 京都府立西城陽高等学校 京都府立京都八幡高等学校 京都府立久御山高等学校 京都府立田辺高等学校 京都府立木津高等学校 京都府立南陽高等学校	山城通学圏	宇治市 城陽市 八幡市（他の通学圏に属する地域を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（他の通学圏に属する地域を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府立北桑田高等学校 京都府立園部高等学校 京都府立須知高等学校	口丹通学圏	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町
京都府立綾部高等学校 京都府立福知山高等学校 京都府立東舞鶴高等学校 京都府立西舞鶴高等学校	中丹通学圏	綾部市 福知山市 舞鶴市
京都府立峰山高等学校	丹後通学圏	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

備考 この表に規定する口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏の高等学校にあつては、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏から当該高等学校の通学圏を除いた2通学圏から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、定員の100分の20以内とする。

別表第1の2の表を次のように改める。

2 普通科（スポーツ総合専攻）の通学区域

高等学校名	通学区域	
	通学圏	
	名称	地域
京都府立西城陽高等学校 京都府立久御山高等学校	山城通学圏	宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大橋辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府立綾部高等学校	中丹通学圏	綾部市 福知山市 舞鶴市
	丹後通学圏	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

別表第1の4の表を次のように改める。

4 商業に関する学科（情報企画科）の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立木津高等学校	宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大橋辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村

別表第1の5の表を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

1 普通科の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立山城高等学校 京都府立洛北高等学校 京都府立鳥羽高等学校	京都市（周山中学校の通学区域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。）
京都府立城南菱創高等学校	宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大橋辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府立亀岡高等学校	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町
京都府立宮津天橋高等学校 京都府立丹後緑風高等学校	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

備考 この表に規定する京都府立亀岡高等学校、京都府立宮津天橋高等学校及び京都府立丹後緑風高等学校にあつては、京都市（周山中学校の通学区域に限る。）、亀岡市、南丹市、京丹波町、綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町から当該高等学校の通学区域を除いた地域から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、定員の100分の20以内とする。

2 普通科（スポーツ総合専攻及び美術・工芸専攻）の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立洛北高等学校 京都府立鳥羽高等学校 京都府立亀岡高等学校	京都市 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町

3 工業に関する学科（建築科）の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立宮津天橋高等学校	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

4 商業に関する学科（企画経営科）の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立丹後緑風高等学校	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

附 則

- 1 この規則は、令和元年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に高等学校に在学している生徒の通学区域は、なお従前の例による。

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年教育委員会規則第14号）新旧対照表

現行

改正案

備考

別表第1（第2条関係）
1 普通科の通学区域

高等学校名	通学区域	
	学区	通学区 名称 京都府・乙訓通学区
京都府立山城高等学校 京都府立鴨沂高等学校 京都府立北稜高等学校 京都府立朱雀高等学校 京都府立洛東高等学校 京都府立島羽高等学校 京都府立嵯峨野高等学校 京都府立北嵯峨高等学校 京都府立桂西高等学校 京都府立洛山高等学校 京都府立東稜高等学校 京都府立洛水高等学校 京都府立向陽高等学校 京都府立乙訓高等学校 京都府立西乙訓高等学校 京都府立東宇治高等学校 京都府立菟道高等学校 京都府立城陽高等学校 京都府立西城陽高等学校 京都府立京都八幡高等学校 京都府立久御山高等学校 京都府立田辺高等学校 京都府立木津高等学校 京都府立南陽高等学校	京都府立山城高等学校 京都府立鴨沂高等学校 京都府立北稜高等学校 京都府立朱雀高等学校 京都府立洛東高等学校 京都府立島羽高等学校 京都府立嵯峨野高等学校 京都府立北嵯峨高等学校 京都府立桂西高等学校 京都府立洛山高等学校 京都府立東稜高等学校 京都府立洛水高等学校 京都府立向陽高等学校 京都府立乙訓高等学校 京都府立西乙訓高等学校 京都府立東宇治高等学校 京都府立菟道高等学校 京都府立城陽高等学校 京都府立西城陽高等学校 京都府立京都八幡高等学校 京都府立久御山高等学校 京都府立田辺高等学校 京都府立木津高等学校 京都府立南陽高等学校	京都府立山城高等学校 京都府立鴨沂高等学校 京都府立北稜高等学校 京都府立朱雀高等学校 京都府立洛東高等学校 京都府立島羽高等学校 京都府立嵯峨野高等学校 京都府立北嵯峨高等学校 京都府立桂西高等学校 京都府立洛山高等学校 京都府立東稜高等学校 京都府立洛水高等学校 京都府立向陽高等学校 京都府立乙訓高等学校 京都府立西乙訓高等学校 京都府立東宇治高等学校 京都府立菟道高等学校 京都府立城陽高等学校 京都府立西城陽高等学校 京都府立京都八幡高等学校 京都府立久御山高等学校 京都府立田辺高等学校 京都府立木津高等学校 京都府立南陽高等学校
京都府立北桑田高等学校	京都府立北桑田高等学校	京都府立北桑田高等学校
京都府立龜岡高等学校	京都府立龜岡高等学校	京都府立龜岡高等学校
京都府立園部高等学校	京都府立園部高等学校	京都府立園部高等学校
京都府立須知高等学校	京都府立須知高等学校	京都府立須知高等学校

別表第1（第2条関係）
1 普通科の通学区域

高等学校名	通学区域	
	名称 京都府・乙訓通学区	地域 京都市（他の通学区に属する地域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及びび川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。）
京都府立鴨沂高等学校 京都府立北稜高等学校 京都府立朱雀高等学校 京都府立洛東高等学校 京都府立嵯峨野高等学校 京都府立北嵯峨高等学校 京都府立桂西高等学校 京都府立洛山高等学校 京都府立東稜高等学校 京都府立洛水高等学校 京都府立向陽高等学校 京都府立乙訓高等学校 京都府立西乙訓高等学校 京都府立東宇治高等学校 京都府立菟道高等学校 京都府立城陽高等学校 京都府立西城陽高等学校 京都府立京都八幡高等学校 京都府立久御山高等学校 京都府立田辺高等学校 京都府立木津高等学校 京都府立南陽高等学校	京都府立鴨沂高等学校 京都府立北稜高等学校 京都府立朱雀高等学校 京都府立洛東高等学校 京都府立嵯峨野高等学校 京都府立北嵯峨高等学校 京都府立桂西高等学校 京都府立洛山高等学校 京都府立東稜高等学校 京都府立洛水高等学校 京都府立向陽高等学校 京都府立乙訓高等学校 京都府立西乙訓高等学校 京都府立東宇治高等学校 京都府立菟道高等学校 京都府立城陽高等学校 京都府立西城陽高等学校 京都府立京都八幡高等学校 京都府立久御山高等学校 京都府立田辺高等学校 京都府立木津高等学校 京都府立南陽高等学校	京都府立鴨沂高等学校 京都府立北稜高等学校 京都府立朱雀高等学校 京都府立洛東高等学校 京都府立嵯峨野高等学校 京都府立北嵯峨高等学校 京都府立桂西高等学校 京都府立洛山高等学校 京都府立東稜高等学校 京都府立洛水高等学校 京都府立向陽高等学校 京都府立乙訓高等学校 京都府立西乙訓高等学校 京都府立東宇治高等学校 京都府立菟道高等学校 京都府立城陽高等学校 京都府立西城陽高等学校 京都府立京都八幡高等学校 京都府立久御山高等学校 京都府立田辺高等学校 京都府立木津高等学校 京都府立南陽高等学校
京都府立北桑田高等学校	京都府立北桑田高等学校	京都府立北桑田高等学校
京都府立龜岡高等学校	京都府立龜岡高等学校	京都府立龜岡高等学校
京都府立園部高等学校	京都府立園部高等学校	京都府立園部高等学校
京都府立須知高等学校	京都府立須知高等学校	京都府立須知高等学校

単位制導入に伴う改正

単位制導入及び学区の廃止に伴う改正

京都府立綾部高等学校 京都府立福知山高等学校 京都府立東舞鶴高等学校 京都府立西舞鶴高等学校 京都府立宮津高等学校	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 伊根町、与謝野町 京丹後市 伊根町、与謝野町	中丹通学圏 丹後通学圏	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 伊根町、与謝野町	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 伊根町、与謝野町
京都府立加悦谷高等学校	宮津市 伊根町、与謝野町 与謝野町(他の 学区に属する地 域を除く。)	丹後通学圏	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 伊根町、与謝野町	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 伊根町、与謝野町
京都府立峰山高等学校	京丹後市(峰山 中学校、大宮中 学校、丹後中 学校(豊栄小 学校の通学 区域に限 る。)及び弥栄 中学校の通学 区域に限る。)	丹後通学圏	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 伊根町、与謝野町	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 伊根町、与謝野町
京都府立網野高等学校	京丹後市(他の 学区に属する地 域を除く。)	丹後通学圏	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 伊根町、与謝野町	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 伊根町、与謝野町
京都府立大江高等学校	京丹後市(周山中 学校の通学 区域に限 る。)	丹後通学圏	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 伊根町、与謝野町	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 伊根町、与謝野町

京都府立綾部高等学校 京都府立福知山高等学校 京都府立東舞鶴高等学校 京都府立西舞鶴高等学校 (削る) (削る) 京都府立峰山高等学校 (削る)	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町	中丹通学圏 丹後通学圏	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町
---	---	----------------	---

学科改編
に伴う改
正

丹後地域
における
高校再
編、単位
制導入及
び学区廃
止に伴う
改正

京都府立綾部高等学校	中丹通学区	綾部市 福知山市 舞鶴市
	丹後通学区	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

3 農業に関する学科の通学区域

(略)

4 工業に関する学科(建築科)の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立宮津高等学校	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

5 商業に関する学科の通学区域

(1) 情報企画科

高等学校名	通学区域
京都府立木津高等学校	宇治市 城陽市 八幡市 及び川口 京田辺市 木津川市 久御山町 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山 城村

京都府立綾部高等学校	中丹通学区	綾部市 福知山市 舞鶴市
	丹後通学区	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

3 農業に関する学科の通学区域

(略)

4 商業に関する学科(情報企画科)の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立木津高等学校	宇治市 城陽市 八幡市 及び川口 京田辺市 木津川市 久御山町 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山 城村

(削る)

丹後地域
における
高校再編
及び単位
制導入に
伴う改正

(2) 企画経営科

高等学校名	通学区域
京都府立網野高等学校	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

(3) ビジネス科学科

高等学校名	通学区域
京都府立大江高等学校	京都市（周山中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹波市 京丹波町 綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

別表第2（第2条関係）

1 普通科の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立洛北高等学校	京都市（周山中学校の通学区域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。） 宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大橋辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府立城南菱創高等学校	

(削る)

別表第2（第2条関係）

1 普通科の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立山城高等学校 京都府立洛北高等学校 京都府立島羽高等学校	京都市（周山中学校の通学区域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。） 宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大橋辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府立城南菱創高等学校	

丹後地域における高校再編及び単位制導入に伴う改訂
学科改編に伴う改正

単位制導入に伴う改正

(新設)	
(新設)	

2 普通科 (スポーツ総合専攻) の通学区域

高等学校名	通学区域	
	名称	地域
京都府立洛北高等学校	京都市・乙訓通学圏	京都市 (他の通学圏に属する地域を除く。) 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市 (八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。) 久御山町 (大橋辺に限る。)
口丹通学圏		京都市 (周山中学校の通学区域に限る。) 亀岡市 南丹市 京丹波町

3 総合学科の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立南丹高等学校	京都市 (周山中学校の通学区域に限る。) 亀岡市 南丹市 京丹波町

備考 京都府立南丹高等学校の総合学科の通学区域は、この表の規定にかかわらず、当分の間、亀岡市とする。

京都府立亀岡高等学校	京都市 (周山中学校の通学区域に限る。) 亀岡市 南丹市 京丹波町
京都府立宮津天橋高等学校 京都府立丹後緑風高等学校	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

備考 この表に規定する京都府立亀岡高等学校、京都府立宮津天橋高等学校及び京都府立丹後緑風高等学校にあつては、京都市 (周山中学校の通学区域に限る。)、亀岡市、南丹市、京丹波町、与謝野町、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町から当該高等学校の通学区域を除いた地域から入学することができる者 (第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。) の範囲は、定員の100分の20以内とする。

2 普通科 (スポーツ総合専攻及び美術・工芸専攻) の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立洛北高等学校 京都府立鳥羽高等学校 京都府立亀岡高等学校	京都市 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市 (八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。) 久御山町 (大橋辺に限る。) 亀岡市 南丹市 京丹波町

(削る)

単位制導入に伴う改正

丹後地域における高校再編及び単位制導入に伴う改正

単位制導入に伴う改正

口丹地域における学科等再編に伴う改正

(新設)

3 工業に関する学科（建築科）の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立宮津天橋高等学校	綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

(新設)

4 商業に関する学科（企画経営科）の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立丹後緑風高等学校	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

丹後地域
における
高校再編
及び単位
制導入に
伴う改正

丹後地域
における
高校再編
及び単位
制導入に
伴う改正